

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件

○消費者庁
厚生労働省 告示第一号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二條第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月七日

消費者庁長官 新井ゆたか

厚生労働大臣 福岡 資麿